

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

事業者各位

財政局資産経営部契約課長

千葉市建設工事の入札・契約制度の改正について

契約課が発注する建設工事の入札・契約制度を改正しましたのでお知らせいたします。

<平成 3 1 年 4 月 1 日から実施>

1 建設工事の工期における余裕期間制度の試行について

施工着手するまでの期間の現場代理人・監理技術者等の常駐義務については、これまでも配置条件の緩和を行っておりますが、「余裕期間制度」を試行導入し、余裕期間を設定した案件においては、工事着手日までは現場代理人と監理技術者等の配置を要しないこととします。

制度の詳細については「建設工事の工期における余裕期間制度の試行について」をご参照下さい。

	現 行	改 正
対象者	現場代理人と監理技術者等	現場代理人と監理技術者等
対象工事	建築工事とその付帯工事（電気、管）	<u>建設工事</u>
内容の範囲	・ 工事着手日まで、現場代理人と監理技術者等は工事の「兼任」が可能 ・ 対象範囲の設定無し ・ 実工期の設定無し ・ 契約書類等の取扱いの設定無し	・ 工事着手日まで、現場代理人と監理技術者等は工事に<u>配置すること</u> <u>を要しない</u> ・ 対象範囲の<u>設定（3か月以内）</u> ・ <u>契約工期と実工期を別に設定</u> ・ <u>契約書類等の取扱いを設定</u>

2 配置技術者（測量等）の配置制限について

地質調査・土木関係建設コンサルタント・測量業務委託に従事する主任技術者に対して行っていた、金額及び件数による配置制限については、廃止します。

千葉市現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領

現 行	改 正
第1条～第5条 略 （主任技術者の配置を制限する業務委託） 第6条 委託料が500万円以上の業務委託（建築関係建設コンサルタント業務委託を除く。）の主任技術者については、主任技術者として兼任できる件数を5件以下とする。 2 前項の規定にかかわらず、主任技術者の制限配置が困難と認められるときは、これを緩和することができる。	第1条～第5条 略 <u>削除</u>

3 低入札調査における再度入札の取扱いについて

低入札調査を行った案件についても、電子入札約款を改正し、再度入札を行うこととします。

電子入札約款

現 行	改 正
第1条～第12条 略 (再度入札) 第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約事務担当職員が指定する日時において再度入札を行う。 2 再度入札の回数は、1回とする。 3 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。 4 低入札価格調査の対象となった入札においては、再度入札は行わない。ただし、当該調査が価格失格基準を下回る入札のみの場合は、この限りでない。	第1条～第12条 略 (再度入札) 第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約事務担当職員が指定する日時において再度入札を行う。 2 再度入札の回数は、1回とする。 3 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。 4 低入札価格調査の対象となった入札においては、 <u>調査した結果、調査対象者を落札者とし</u> ない場合であって、 <u>予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度入札を行う。当該調査が価格失格基準を下回る入札のみの場合も、同様とする。</u>

4 解体工事業の新設に伴う千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱について

平成30年10月1日付本市公表のとおり、平成31年度以降発注の解体工事について、従前とび土工業種としていた参加資格要件における業種を「解体」で発注するとしておりますが、これに伴い、千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱を改正し、解体工事のJV発注基準額を1億円として定めます。なお、技術的難易度の高い工事については、基準額を10億円とします。

千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱

現 行	改 正																																
（対象工事の種類及び規模） 第3条 共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。 （1）設計金額が15億円以上の土木工事及び舗装工事 （2）設計金額が20億円以上の建築工事 （3）設計金額が10億円以上の電気工事及び管工事 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する共同企業体の対象工事は、次に掲げる工事とすることができるものとする。 （1）設計金額が2億円以上の土木工事 （2）設計金額が2億円以上の舗装工事 （3）設計金額が5億円以上の建築工事 （4）設計金額が1億円以上の電気工事及び管工事 3 （略） （構成員数） 第5条 共同企業体の構成員数は、2者とする。ただし、設計金額がおおむね第3条第1項に掲げる金額の2倍程度以上の工事においては、次表に掲げる構成員数とすることができるものとする	（対象工事の種類及び規模） 第3条 共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。 （1）設計金額が15億円以上の土木工事及び舗装工事 （2）設計金額が20億円以上の建築工事 （3）設計金額が10億円以上の<u>電気工事、管工事及び解体工事</u> 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する共同企業体の対象工事は、次に掲げる工事とすることができるものとする。 （1）設計金額が2億円以上の<u>土木工事及び舗装工事</u> （2）設計金額が5億円以上の建築工事 （3）設計金額が1億円以上の<u>電気工事、管工事及び解体工事</u> 3 （略） （構成員数） 第5条 共同企業体の構成員数は、2者とする。ただし、設計金額がおおむね第3条第1項に掲げる金額の2倍程度以上の工事においては、次表に掲げる構成員数とすることができるものとする																																
<table><tr><th>区 分</th><th>2 倍 以上</th><th>3 倍 以上</th><th>4 倍 以上</th></tr><tr><td>土木工事及び舗装 工事</td><td>3 者</td><td>4 者</td><td>5 者</td></tr><tr><td>建築工事</td><td>3 者</td><td>4 者</td><td>5 者</td></tr><tr><td>電気工事及び管工 事</td><td colspan="3">3 者</td></tr></table>	区 分	2 倍 以上	3 倍 以上	4 倍 以上	土木工事及び舗装 工事	3 者	4 者	5 者	建築工事	3 者	4 者	5 者	電気工事及び管工 事	3 者			<table><tr><th>区 分</th><th>2 倍 以上</th><th>3 倍 以上</th><th>4 倍 以上</th></tr><tr><td>土木工事及び舗装 工事</td><td>3 者</td><td>4 者</td><td>5 者</td></tr><tr><td>建築工事</td><td>3 者</td><td>4 者</td><td>5 者</td></tr><tr><td>電気工事、管工事 及び解体工事</td><td colspan="3">3 者</td></tr></table>	区 分	2 倍 以上	3 倍 以上	4 倍 以上	土木工事及び舗装 工事	3 者	4 者	5 者	建築工事	3 者	4 者	5 者	電気工事、管工事 及び解体工事	3 者		
区 分	2 倍 以上	3 倍 以上	4 倍 以上																														
土木工事及び舗装 工事	3 者	4 者	5 者																														
建築工事	3 者	4 者	5 者																														
電気工事及び管工 事	3 者																																
区 分	2 倍 以上	3 倍 以上	4 倍 以上																														
土木工事及び舗装 工事	3 者	4 者	5 者																														
建築工事	3 者	4 者	5 者																														
電気工事、管工事 及び解体工事	3 者																																

5 平準化におけるくじ引き落札制限について

公共工事等の発注・施工時期等の平準化に際しては、市内事業者の受注機会の確保に配慮し、「平準化におけるくじ引き落札制限に関する事務取扱」を平成２８年度から試行導入しておりますが、試行の結果、本制度が市内業者の受注機会確保に一定の効果を上げていることから、本制度の試行を終了し、本格実施とします。

以上